

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	情報政策課
委 託 業 務 名	大津市生活保護システム標準化移行対応業務
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 4 号
概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び関係法令の規定並びに国の方針に基づき、令和 7 年度末までに標準化対象業務である生活保護システム業務について、標準準拠システムへの移行を行う。
契 約 期 間	契約締結日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 日
契 約 金 額	1 2, 4 6 0, 8 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 秋田県秋田市南通築地 1 5 番 3 2 号 〔名 称〕 北日本コンピューターサービス株式会社
契約相手方の選 定 理 由	大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼において、生活保護システムの標準化移行対応が可能であるとして応募のあった唯一の業者であるため、同社の提供する標準準拠システムを導入する。 当該業者の提供する標準準拠システムは、パッケージ部分のプログラムのソース等が公開されておらず、同社は当該業務に対応することができる唯一の業者であることから選定するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。